

第1号議案 宝飯都市計画区域区分の変更について

第2号議案 宝飯都市計画臨港地区の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第1号議案) 宝飯都市計画区域区分の変更</p>	<p>公有水面埋立事業の竣功により、将来の土地利用計画を勘案し、良好な工業用地の形成を誘導するために市街化区域に編入するものである。</p>

市街化区域編入地区数及び面積表

(宝飯都市計画)

市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	編入	除外	変更箇所の内訳 地区名 < 変更面積 >
			面積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
豊川市	約3,082	約3,109	約 27	1		御津1区 < 27ha >

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>(第2号議案)</p> <p>宝飯都市計画臨港地区の変更</p> <p>名称：三河港臨港地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>御津1区</li> </ul> <p>臨港地区指定概要(分区面積増減表)</p> <p>(変更のある分区のみを記載)</p> <p>(宝飯都市計画)</p> <table border="1" data-bbox="193 775 783 891"> <thead> <tr> <th>分区</th> <th>旧(ha)</th> <th>新(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業港区</td> <td></td> <td>27.4</td> </tr> </tbody> </table>	分区	旧(ha)	新(ha)	工業港区		27.4	<p>公有水面埋立事業の竣功により、港湾管理者が港湾を適正かつ円滑に管理運営するため、良好な工業用地の形成を図ることを目的として、臨港地区を定めるものである。</p>
分区	旧(ha)	新(ha)					
工業港区		27.4					

### 第3号議案 衣浦東部都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項				変更する理由															
(第3号議案) 衣浦東部都市計画用途地域の変更  知立駅周辺地区(知立市) <table border="1" data-bbox="189 539 772 703"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>1住</td> <td>200%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>商業</td> <td>400%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> 表中の略称は次のとおり 1住：第一種住居地域 商業：商業地域					種類	容積率	建ぺい率	変更前	1住	200%	60%	変更後	商業	400%	-	知立駅周辺土地区画整理事業を施行中の区域の一部について、商業・業務の利便を増進するため、事業の進捗に伴い商業地域(容積率400%)に変更するものである。			
	種類	容積率	建ぺい率																
変更前	1住	200%	60%																
変更後	商業	400%	-																
用途地域面積増減表 (変更のある用途地域のみを記載) (衣浦東部都市計画)																			
種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増減	変更後面積												
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	-2.3ha	約2,542ha												
商業地域	40/10以下	-	-	-	-	+2.3ha	約239ha												
(参考) 土地区画整理事業の概要 <table border="0" data-bbox="268 1585 1289 1783"> <tr> <td>施行区域面積</td> <td>13.3ha</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>知立市</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業都市計画決定年月日</td> <td>平成10年2月9日</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成11年～28年(予定)</td> </tr> </table>								施行区域面積	13.3ha	事業主体	知立市	土地区画整理事業都市計画決定年月日	平成10年2月9日	事業期間	平成11年～28年(予定)				
施行区域面積	13.3ha																		
事業主体	知立市																		
土地区画整理事業都市計画決定年月日	平成10年2月9日																		
事業期間	平成11年～28年(予定)																		

## 第4号議案 知多北部都市計画緑地の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>変更の内容：緑地の追加 種別：緑地 名称：第8号加木屋緑地 面積：約13.9ha</p>	<p>当該区域は、東海市の南部に位置する既存の自然林から構成される丘陵地で、市内の緑の骨格軸を形成し、環境保全、景観形成、防災、自然とのふれあいなど重要な役割を担っている。このため、都市計画緑地として新たに加木屋緑地を決定し保全を図るものである。</p>